

新型コロナウイルス感染拡大影響対策

日南市緊急雇用非常勤職員募集要項

令和2年4月

日南市

◆ 受付期間 令和2年4月20日(月) ~ ※受付中です

◆ 受付場所 市役所駐車場横 プレハブ棟

日南市新型コロナウイルス感染症市民生活・経済対策推進室

受付時間は、8時30分から17時15分までです。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)



創客創人 SOKYAKU-SOJIN

※「創客創人」とは、様々な分野において、今あるもの、資源の中から、人々が望む価値を見出し、それを実現する製品やサービスなどを創り出し、「新しい需要=客」を創り、その客を幸せにする仕組みを創れる人財を育てることであり、日南市重点戦略プランのコンセプト(理念)です。

【採用試験に関する問い合わせ先】

日南市新型コロナウイルス感染症市民生活・経済対策推進室

〒887-8585

日南市中央通一丁目1番地1

電話 0987-31-1188 (直通)

1 緊急雇用について

(1) 雇用形態

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で、離職や休業に追い込まれ収入が減少した日南市民を対象に、日南市の非常勤職員（会計年度任用職員）として緊急に雇用するものです。
- ・兼業も可能です。
- ・登録を行っていただき、希望される勤務日、時間で勤務いただきます。
※ただし、原則週27.5時間を上限とします。
- ・業務内容は、提示するものの中から相談の上資格や経験などに応じ、それぞれ可能なものを選択いただく予定です。
※事務補助業務、草刈り等の環境整備業務などを想定しています。

(2) 雇用条件

任用期間	1回の任用期間（雇用契約期間）が会計年度内（最長令和3年3月31日まで）です。
採用方法	面接により採用されます。
服務規程	地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。 職務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止などが適用されます。
給料等	【時給】 925円 ～ 1,119円 ※業務内容によって決定します。 【各種手当】 通勤手当（通勤に要する費用弁償）※短時間の場合は日割りで支給。 【支給日】 翌月の15日に支給します。※15日が土日の場合は変更になります。
年次有給休暇	・要件を満たした場合は、3か月目から1月あたり1日
社会保険	週の所定労働時間が29時間以上で2か月を超える雇用契約を結ぶ会計年度任用職員。 また、上記以外でも、①～④をすべて満たす場合に社会保険該当となります。 ①週の所定労働時間が20時間以上であること ②雇用期間が1年以上見込まれること ③報酬月額が8.8万円以上であること（交通費の費用弁償を含む） ④学生でないこと
雇用保険	1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上の雇用契約が見込まれる会計年度任用職員。
処分及び懲戒	地方公務員法適用で免職、休職などの分限処分の対象となります。

(3) 募集人数

30名程度

2 申込手続き及び受付期間

- (1) 受付期間 **令和2年4月20日(月) ~ ※受付中です**
◎受付時間8時30分から17時15分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)

- (2) 申込先

〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1 日南市新型コロナウイルス感染症市民生活・経済対策推進室
--

- (3) 提出書類と注意事項

申込書類	注意事項
緊急雇用申込書	写真を貼付してください。(申込日前1ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向 縦4cm、横3cm)
免許証・資格証等の写し	運転免許証、教員免許状、看護師免許証、保育士免許証、健康運動指導士等、その他資格等をお持ちの場合は、当該免許・資格証の写しを提出してください。

- (4) ご持参いただくもの

- ①印鑑 ②マイナンバーカード若しくは通知カード ③顔写真ありの身分証明書(免許証等)
④通帳(報酬の振込先)
※採用決定時に必要なものになります。

3 欠格事項

次のうちいずれかに該当する人はできません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条各号(欠格条項)に該当する人
地方公務員法第16条各号は、次のとおりです。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ②当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 面接

申し込みを受け付けた後、随時面接を実施します。

5 雇用開始

面接の結果名簿登録となった方には、雇用開始日予定の2日前頃までに就労可能かどうかの確認を、職員課担当者または各課担当者から電話にて行ないます。
その後、希望される勤務日に就労いただきます。

募集に関するお問い合わせ先

〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1 日南市新型コロナウイルス感染症市民生活・経済対策推進室	TEL0987-31-1188
--	-----------------

※ 日南市ホームページ(<http://www.city.nichinan.lg.jp/>)においても、「日南市緊急雇用募集要項」及び「緊急雇用申込書」のダウンロードができますのでご利用ください